

令和7年度第2回大分県地域医療対策協議会

日時：令和8年3月17日（火）18：00～19：30

会場：Zoom（オンライン）

次 第

1 開 会

2 議 題

- （1）臨床研修制度に係る協議について
 - ・ 基幹型臨床研修病院の指定取消しについて
 - ・ 令和9年度から研修を開始する臨床研修医の募集定員について
- （2）地域枠医師のキャリア形成プログラムについて

3 報告事項

- （1）次期医師確保計画の策定について
- （2）令和8年度医師確保対策事業について

4 閉 会

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 設置要綱
- ・ 資料1－1 基幹型臨床研修病院の指定取消しについて
- ・ 資料1－2 令和9年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員について
- ・ 資料1－3 令和9年度から開始する基礎研究医プログラムの募集定員について
- ・ 資料2 地域枠医師キャリア形成プログラム
- ・ 資料3 次期医師確保計画の策定について
- ・ 資料4 令和8年度医師確保対策事業について

大分県地域医療対策協議会 委員名簿

委員数 20名

任 期 令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

50音順

所 属 名	職 名	氏名	出欠	備考
一般社団法人 大分県地域婦人団体連合会	副会長	安 達 美和子	○	
大分大学医学部	学部長	猪 股 雅 史	○	
大分大学医学部	教授	上 田 貴 威	○	
大分県福祉保健部	理事	内 田 勝 彦	○	
大分県立病院	院長	宇 都 宮 徹	○	
大分県済生会日田病院	院長	大 坪 仁	○	
杵築市立山香病院	病院事業管理者	小 野 隆 司	○	
中津市立中津市民病院	院長	折 田 博 之	○	
豊後大野市民病院	病院事業管理者	木 下 忠 彦	○	【代理】 院長 甲斐 成一郎
一般社団法人大分県医師会	会長	河 野 幸 治	○	
一般社団法人大分県医師会	常任理事	貞 永 明 美	○	
独立行政法人国立病院機構 別府医療センター	院長	末 永 康 夫	○	
大分大学医学部附属病院 卒後臨床研修センター	准教授	立 山 香 織	×	
大分大学医学部附属病院	助教	土 井 恵 里	○	
坂ノ市病院	医師	長 濱 明日香	○	
国東市民病院	医師	仲 摩 恵 美	○	
大分県市長会	杵築市長	永 松 悟	○	【代理】 杵築市医療介護連携課長 英 哲郎
公益社団法人大分県看護協会	常務理事	中 宗 三和子	×	
大分大学医学部附属病院 女性医療人キャリア支援センター	センター長	松 浦 恵 子	○	
独立行政法人地域医療機能推進機構 南海医療センター	院長	森 本 章 生	○	

大分県地域医療対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 へき地を含む地域での医師確保が困難となっている状況等を踏まえ、地域医療及び医師確保の方策等について協議するため、大分県地域医療対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会においては、次に掲げる事項について、協議する。

- (1) 地域医療を担う医師の確保方策に関する事
- (2) 医療機関への医師配置のあり方に関する事
- (3) キャリア形成プログラムに関する事
- (4) 医師の教育研修体制に関する事
- (5) 医師の確保及び定着に向けた地域の受け入れ体制の整備に関する事
- (6) その他、協議会の目的達成に必要な事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者の代表者等のうちから知事が委嘱する。

- (1) 医療関係団体
- (2) 関係大学
- (3) 地域医療支援病院
- (4) 公的病院等
- (5) 民間病院
- (6) 臨床研修病院
- (7) 市町村等
- (8) 地域住民を代表する団体
- (9) その他知事が必要と認める団体

2 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合又は増員がある場合に選任される者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によるものとする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

(専門部会)

第6条 協議会に必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、知事が委嘱する者をもって構成する。

3 専門部会は、協議会で決定した事項に基づいて、必要な専門的事項について調査、検討を行う。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、大分県福祉保健部医療政策課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。